

差別事象等一覧

資料3

件数	事象種別	事象分類	年月日	場 所	発見者	内 容	対 応
1	発言	障がい	令和5年4月13日	市内フィットネスクラブ	本人からの 申出	<p>電動車いすを利用する障がい者がフィットネスクラブを利用するにあたり電動車いすの駐車場所の相談をしたところ、電動車いす利用者は来るべきではないと言われた。</p> <p>また、両手にも障がいがあるため、ロッカー鍵の手首への装着や、水泳キャップの装着の介助をスタッフに依頼したところ、個別サービスには応じられないとして断られた。</p>	<p>本人からの相談を受け、市が当クラブに事実確認を行ったのち、「安全確認は大切であるが、他のスタッフに引き継ぐ等の対応は可能であることから、合理的配慮に欠けており、また、電動車いすでの来場を想定せず、駐車を認めない時点で不当な差別的取扱いとなる。」と指摘し、対応について改善を求めた。</p> <p>後日、本人を交えた当クラブとの協議を行い、雨天時は屋内に駐輪できるよう配慮するとともに、水泳キャップ等の装着介助についても、スタッフが可能な限り対応するとの提案があり、本人は了承された。</p> <p>協議後、当クラブに対し、スタッフに対するフィードバックや啓発について確認したところ、早急を実施するとの回答を得た。</p>
2	発言	同和問題	令和5年5月22日	市内中学校	保護者	<p>昨年度の3学期頃から、生徒Aに対して複数の生徒が「部落」「B」と呼んだり、名前の一文字目を「ぶ」に変えて生徒Aを呼んだりしていた。</p>	<p>生徒Aおよび関係生徒に対して聞き取りを行い、発言した生徒を指導、生徒Aへの謝罪を行うとともに、保護者へも連絡。校内でこれまでの人権教育をふりかえるとともに、今後の人権教育の進め方を検討した。部落問題学習として、外部講師からの聞き取り等に取り組み、人権及び人権問題についての正しい理解と認識を深められるよう取り組んでいくことを確認した。</p>
3	発言	障がい	令和5年6月15日	市内中学校	教職員	<p>休み時間に教室で追いかっけ合いをしていた生徒Aに対し、生徒Bが走るのをやめるように注意したが、走るのをやめなかったことから、生徒Aに対して「障がい者」と複数回発言した。</p>	<p>その場で発言を聞いた教職員が学年の教職員に情報共有するとともに、関係生徒から聞き取りを行い、発言をした生徒Bへの指導および生徒Aへの謝罪、両家庭への連絡を行った。また、教職員間でも情報を共有して生徒を見守るとともに、今後の人権教育の取組みについて改めて確認した。</p>
4	発言	外国人	令和5年6月19日	市内中学校	教職員	<p>2時間目の授業中、外国にルーツのある生徒Aが態度のよくなかった生徒Bに注意をした。その際、生徒Bが言い返して口論となり、生徒Aに対して「〇〇(〇〇は生徒Aのルーツのある国)へ帰れ」と発言した。</p>	<p>生徒Aが泣いていたところを教職員が発見。生徒A、Bの双方から事情を聞き、生徒Bへ指導。両家庭へ家庭訪問し、状況を説明。教職員間でも事象を共有するとともに、生徒たちの見守りおよび今後の人権教育に関する取組みのさらなる推進を確認した。</p>